

(参考)ワンルーム条例と中高層条例の双方の対象となる場合の手続等

項目	ワンルーム条例	中高層条例	必要書類	備考
事前協議書提出	○		・管理計画概要書 ・土地計画利用図 ・駐輪施設の書面 ・廃棄物保管方法の詳細図面	
事前協議終了通知書の受領	○			
標識設置	○	○		別様式(兼ねることは出来ない) 【ワンルーム条例】 事前協議終了通知書受領後設置可
標識設置報告書(届)提出	○	○	【ワンルーム条例】 ・案内図 ・標識の写真 【中高層条例】 ・案内図 ・標識の写真 ・概要書 ・土地計画利用図 ・各階平面図 ・立面図 ・近隣住民等範囲図 ・受信障害予測地域図 ・説明配布図書一覧	【ワンルーム条例】標識設置後7日以内提出 【中高層条例】規定無し 同時提出可
要綱に基づく事前協議申請書提出		○		中高層条例の標識設置届出と同時に降可
対象者への説明実施	○	○	【ワンルーム条例】 ・管理計画概要書 ・土地計画利用図 ・4面以上の立面図 ・各階平面図 ・敷地及び規模を記載した書面 ・構造及び用途を記載した書面 ・工事に係る安全対策を記載した書面 ・意見、質問等に対応する者の氏名及び電話番号を記載した書面 ・意見書 【中高層条例】 ・あいさつ文 ・建築計画の概要 ・案内図 ・土地計画利用図 ・4面以上の立面図 ・各階平面図 ・テレビ受信予測図 ・時刻日影図 ・意見書 ※書類は重複しているものについては兼ねることが出来る。	説明対象者 【ワンルーム条例】隣接住民等 【中高層条例】近隣住民等 ※対象者が重複する場合は説明事項に不足が無ければ、兼ねることが出来る。
説明状況等報告書提出	○	○	【ワンルーム条例】 ・隣接住民等の範囲を示した周辺地図 ・記録書 ・管理計画概要書 ・土地計画利用図 ・案内図 ・4面以上の立面図 ・各階平面図 ・敷地及び規模を記載した書面 ・構造及び用途を記載した書面 ・工事に係る安全対策を記載した書面 ・意見、質問等に対応する者の氏名及び電話番号を記載した書面 ・説明会開催時の議事録及び参加者名簿 【中高層条例】 ・近隣住民等範囲図 ・説明状況記録書 ・近隣配慮計画書	別様式(兼ねることは出来ない) ※期間が重複しておりかつ説明が終了している場合は同時提出可
説明報告済証の受領	○	○		双方処理期間内かつ補正が無ければ同時受領可
意見対応報告期間の意見書への回答	○	○		質問者が重複している場合は兼ねることが出来る
意見対応状況報告書の提出	○	○	意見書及び回答書の写し	別様式(兼ねることは出来ない)が対象期間が同一の場合は同時提出可
意見対応報告済証の受領	○			終了後、法に基づく確認申請可
手続完了報告書の受領		○		終了後、法に基づく確認申請可
設置完了報告書の提出	○		措置の確認が可能な写真	【ワンルーム条例】検査有
検査完了報告書受領	○			終了後、法に基づく検査の申請可
変更時の手続	○	○		【ワンルーム条例】 ・再度事前協議から手続の必要あり 【中高層条例】 ・建築主の変更及び建築計画の変更それぞれに書式有
取りやめ届の提出	○	○		兼ねることができる